

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
2月24日
(金曜日)

目次

公告

一 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)……………一

二 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(三件)(商政課)……………二

三 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………三

四 肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………四

五 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五



(五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年二月二十四日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二
式会社

岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更 前	変更 後
マックスバリュ西日本株式会 社	マックスバリュ西日本株式会 社	藤本 昭	岩本 隆雄

四 届出年月日

平成二十四年二月七日

五 変更年月日

平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二
式会社

岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	変更 前	変更 後
マックスバリュ西日本株式会 社	マックスバリュ西日本株式会 社	兵庫県姫路市北条口 四丁目四	兵庫県姫路市三左衛 門堀東の町二二

四 届出年月日

平成二十四年二月七日

五 変更年月日

平成二十三年十月三日

(五四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十四年二月二十四日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月二十四日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ周東店
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二二 岩本 隆雄
 式会社

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	藤本 昭		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岩本 隆雄		
届出年月日	平成二十四年二月十四日		
変更年月日	平成二十三年五月十二日		

四 届出年月日
 平成二十四年二月十四日
 五 変更年月日
 平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ周東店
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二二 岩本 隆雄
 式会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市北条口四丁目四		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二二		
届出年月日	平成二十四年二月十四日		
変更年月日	平成二十三年十月三日		

(五五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十四年二月二十四日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市商工観光部商工政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月二十四日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン周南
 所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	藤本 昭	岩本 隆雄
---------------------------	----------------	------	-------

四 届出年月日
平成二十四年二月十四日
変更年月日
平成二十三年五月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン周南
所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 マックスバリュ西日本株式会社	変更後 マックスバリュ西日本株式会社
--------------------------------------	-----------------------	-----------------------

四 届出年月日
平成二十四年二月十四日
変更年月日
平成二十三年十月三日

(五六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年二月二十四日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一 岩本 隆雄 株式会社
三 変更に係る事項
荷さばき施設的位置
四 届出年月日
平成二十四年二月七日
五 変更年月日
平成二十四年二月十五日

(五七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年二月二十四日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ周東店
所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一 岩本 隆雄 株式会社
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
---------	-----	-----

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

午前零時から午後十二時まで

- 四 届出年月日
平成二十四年二月十四日
- 五 変更年月日
平成二十四年二月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ周東店

所在地 岩国市周東町下久原四七四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
株式会社

三 変更に係る事項

荷さばき施設の位置

四 届出年月日
平成二十四年二月十四日

五 変更年月日
平成二十四年二月二十五日

平成二十四年二月二十五日

(五八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年二月二十四日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市商工観光部商工政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 所 代表者の氏名
大門 淳
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時まで	午前零時から午後十二時まで

四 届出年月日
平成二十四年二月十四日

五 変更年月日
平成二十四年二月十五日

(五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十月四日山口県公告(二九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年二月二十四日から同年三月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス東岐波店

二 意見の概要
所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一

特に配慮を求める事項はない。

(六〇) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十四年二月二十四日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五二〇号	平成二四、 一、一一	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥 料二号	窒素全量 りん酸全量 二・〇〇	公定規格のお り	氏名 住所 協和発酵バイオ株 式会社 東京都千代田区大手 町一丁目六番一号

(六一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年二月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
長門市東深川字広島、字渋谷及び字下定森
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟市南区清水四五〇一番地の一
株式会社コメリ

平成
二十四
年二月
二十四
日
印刷

発行
行人所

山口
県
知事
庁